



第三章 生活環境の整備

第1節 生活施設

1 住宅の整備

昭和50年の国勢調査によると、世帯総数24,468に対し持ち家11,056世帯(45.2%)、公営住宅8,019世帯(32.8%)、民営借家3,767世帯(15.4%)、となっており、量的には住宅不足は解消されてきているが、住宅の質的向上や高額賃貸住宅など、解決すべき課題も残されている。

本市の、昭和60年における人口は約13万人、世帯数は約4万と推定されるが、これらの住宅供給については、現在、開発中の金剛東団地の公団住宅をはじめ、公営住宅と民間住宅によってまかなうこととするが、今後は、開発抑制を基調として自然破壊と環境悪化を防止し、土地の自然的、社会的条件に即した用途区分を行い、自然環境を保全しつつ住宅の質的向上にもつとめ、快適な住宅環境づくりをすすめる必要がある。

また、本市の府営住宅は、北大伴住宅をはじめ、7カ所に2,492戸建設されている。そのうち木造住宅148戸は、すでに20年の法定耐用年数を経過しており、府ではその建替えについて検討中である。

市営住宅は、須賀住宅をはじめ7カ所に139戸(同和むけ公営及び改良住宅を除く)の木造住宅が建設されているが、そのうち54戸は法定耐用年数を経過しており、これらの住宅は老朽化が進み、環境的にも良好なものとはいえないので、その対策について検討する必要がある。

所在地	戸数	所在地	戸数	種別	戸数
若松町1丁目	401	緑ヶ丘町	267	賃貸	5,002
甲田(双葉)	24	清水町	613	分譲住宅(高層)	472
宮甲田	14	錦ヶ丘町	126	分譲宅地	1,750
錦織	60	錦織(双葉)	22	民有地	1,050
須賀	16	北大伴(楠町)	851	合計	8,274
東板持	25	彼方(楠風台)	380		
		板持(柏木)	233		
合計	540	合計	2,492	金剛団地住宅数 (昭和52年)	
市営住宅戸数 (昭和52年)		府営住宅戸数 (昭和52年)			

さらに、今後の市営住宅の建設について、その用地確保には地価の高騰や市の財政状況から勘案して極めて困難性があり、府営住宅の誘致をも含め、既成市営住宅の質的向上をはかるなど、その有効利用について検討する必要がある。

(計 画)

(1)市営住宅の整備

市営住宅の老朽化対策を進めると共に、敷地の有効利用をはかるため、当該住民の意向をは握し、府営住宅の誘致を含めた建替えについて検討する。

(2)公営住宅の建設

同和地区の環境の整備改善をはかり、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅建設を促進するため、24戸の公営住宅を建設する。

(3)住宅地区改良事業の促進

不良住宅の密集している同和地区の環境整備のため、第5次(40戸)および第6次(40戸)の住宅地区改良事業を促進する。

(4)密集地の住宅整備

既存市街地の密集地の住宅整備は、その実態と地域住民の意向は握につとめ、開発手法などの調査研究につとめる。

(5)乱開発の規制

都市計画法や建築基準法など、関係法令及び開発指導要綱に基づき、指導監督の強化につとめる。

(6)被災者のための住宅確保

日本住宅公団や府など関係機関と協力し、被災者のための住宅確保整備につとめる。

2 公園緑地の整備

最近の急激な人口の増加、交通事故、大気の汚染、その他の都市災害が増加しつつあるなかで、公園緑地など都市の中での憩いの場所の必要性が一層強まってきている。

都市公園法では、市域内で住民一人当たり6㎡以上、市街地で住民一人当たり3㎡以上の都市公園の設置基準を定めている。本市には昭和52年度現在、企業施設を除き、金剛1号近隣公園をはじめ17ヵ所の公園 13.61haが整備されているが、市域内では住民一人当たり1.4㎡、市街地では住民一人当たり1.5㎡である。また、その80%以上(11.41ha)は金剛団地内¹にあって、既成市街地での整備がたち遅れ、新市街地と既成市街地との間に格差が生じている。したがって今後は、「緑のマスタープラン」の策定を行ない、全市的な都市公園の長期的立案を行うとともに、当面、既成市街地の公園整備に重点をおく必要がある。

緑道について、本市では未だ整備されていないが、歩行者の安全性確保、都市環境の緑化、日常的な屋外レクリエーション活動の場の提供、コミュニケーションの増進などの効果を発揮するために、ぜひ必要なものである。

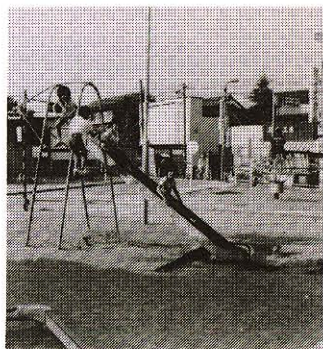
したがって、今後はつぎのことを基本に、緑道整備を推進する必要がある。

- ① 石川河川敷を活用した緑道
- ② 都市計画道路に緑道としての機能を持たせる
- ③ 現道の拡幅による緑道
- ④ 生活道路から車をしめ出した緑道
- ⑤ 農道を活用した緑道

(計 画)

(1)石川河川敷公園の整備

喜志、大伴、川西、の河川敷にスポーツグラウンド、自由広場などを計画し、将来の河川改修と相まって、サイクリング道路や遊歩道をそなえた公園の整備につとめる。



(2) 児童公園の整備

児童公園については、小学校区単位の整備を目指し、当面、既成市街地に重点を置きながら整備促進につとめる。

(3) 生産緑地の整備

新農業構造改善事業により、石川東側の優良農地を生産緑地として整備につとめる。

(4) 錦織公園の整備

府立錦織公園を、たんに風致公園としてのみならず、野球場などスポーツ広場や、少年自然の家など社会教育施設をそなえた公園として、その整備促進を府に要望する。

(5) 緑道の整備

石川河川敷の改修と相まっての緑道整備につとめるとともに、錦織公園への進入路として、現道を利用した緑道整備を府に要望する。また、新農業構造改善事業などによる農道整備と、既設農道に緑道としての機能を併せ持つよう整備につとめる。

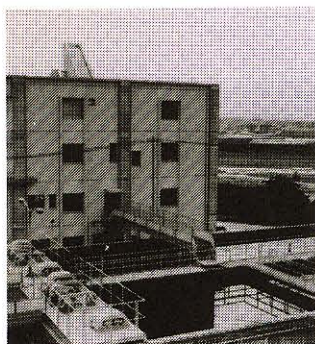
(6) 緑地ゾーンの保全

PLゴルフ場や大谷女子大学近辺を含む羽曳野丘陵の東側については、関係者などの協力を得て、緑地ゾーンとして保全につとめる。

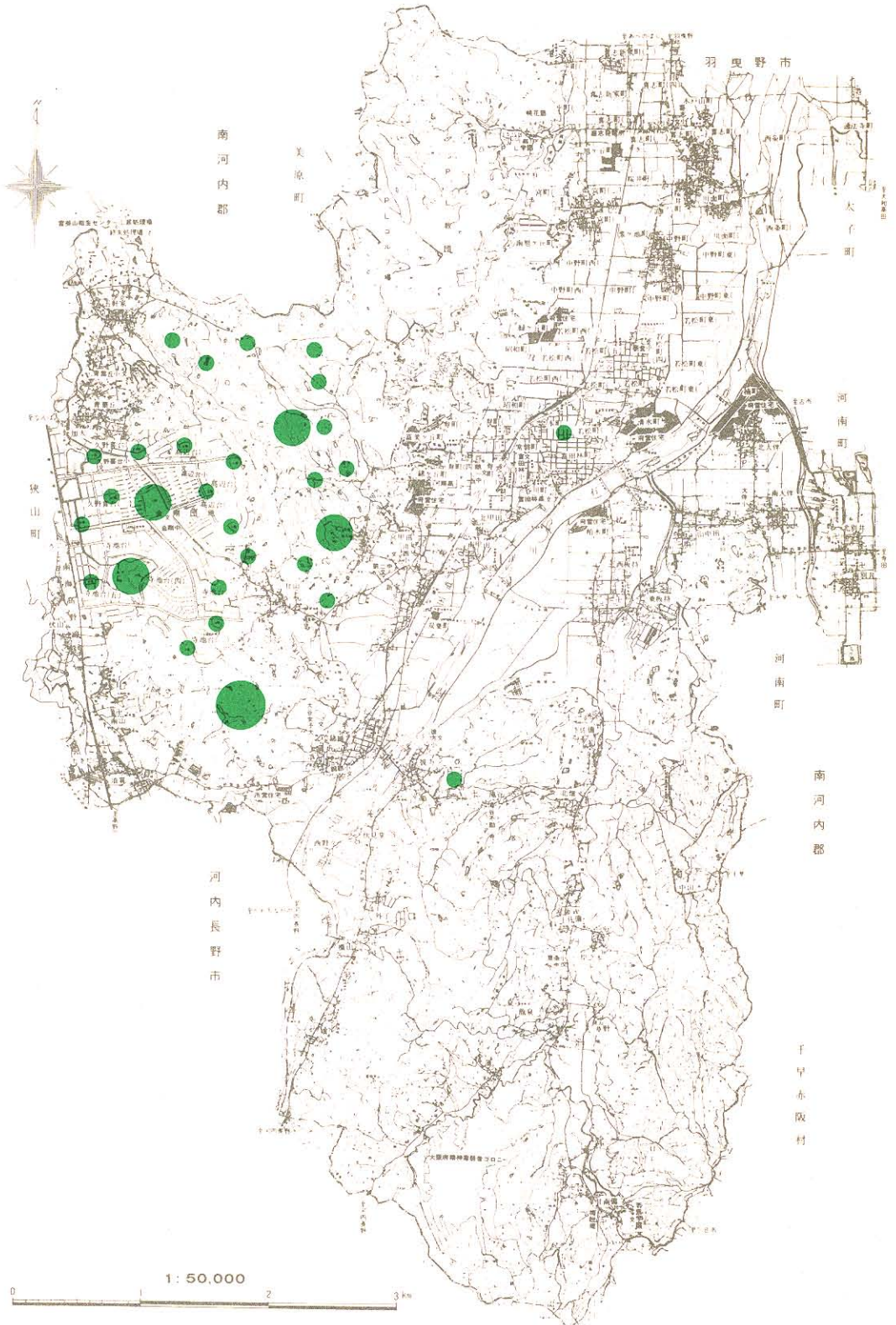
3 上水道の整備

本市は、昭和10年上水道の創設以来、需要増に対応するため数次の拡張計画をたて、施設の建設事業などを推進し、現在100%に近い普及率を達成している。しかし、将来の人口増と、生活水準の向上による水需要の増大傾向が予測されるので、深刻な財政問題を克服しながら解決していく必要がある。

現在、金剛東団地の大規模開発などによる人口増に対処するため、将来人口を15万人と推定してその水源を、滝畑ダム



都市公園の現況(計画決定分を含む)



に求め、1日最大給水量64,500m³の確保を目的とした、第6次拡張事業を実施している。しかし、第6次拡張事業による1日最大給水量64,500m³の水源地別内訳は、自己水20,000m³、府営水24,000m³、及び滝畑ダム20,500m³であるが、自己水源とする伏流水及び深井戸の取水量は減少の傾向にあるので、余裕ある水源を確保するための対策を検討する必要がある。

送水施設に故障または事故が発生した場合、既設の配水池の給水能力では最高10時間が限度であるため、予測できない事態にそなえる対策が必要である。

また、水質管理の強化をはかるとともに、埋設配水管の内膜に付着したサビは、赤水や出水不良の原因となることが考えられるので、これらの対策も必要である。

(計 画)

(1)第6次拡張事業の促進

将来の人口増に対処するため、滝畑ダムを水源とする第6次拡張事業の促進と、既設老朽管の敷設替えや配管整備につとめる。

(2)第7次拡張事業の促進

第6次拡張事業における自己水源20,000m³を最低限として、今後、永続的に確保していくために、既設の深井戸の改良及び増設をはかり、さらに安定した給水をはかるため、各配水池の増量と新設につとめる。

(3)管更正事業の促進

「きれいな水」を安定供給するために、老朽管のクリーニングとライニングの全市的な実施につとめる。

(4)水質管理の充実

安心できる水を供給するため、水質検査器具などの充実

につとめる。

(5)府営水の増量

府営水の増量を要望する。

(6)水道局庁舎の建設

水道事業体制の充実強化と事務能率の向上をはかるため、水道局庁舎の建設を計画する。

4 下水道の整備

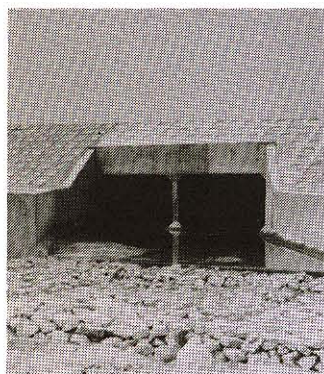
下水道は、環境衛生の保持をはじめ、浸水防止、河川や農業用水路の水質汚濁防止、さらにはし尿処理問題などの多方面にわたり、極めて重要な機能を果す、基本的な施設であるにもかかわらず、都市施設のうち、もっとも整備の遅れている分野である。

本市では、金剛団地ならびにPL教団を除く市域には、公共下水道の施設は整備されておらず、都市下水路としての若松下水路、錦織下水路、金剛中部及び金剛東部下水路のほかは、主として農業用水路を利用して排水している。

本市の公共下水道は、昭和52年度現在、人口94,671人に対して対象区域人口32,057人で、普及率33.9%と低く、都市化の不可欠な施設であるにもかかわらず、整備が遅れている。

昭和45年度から府が施行している、大和川流域下水道事業により、大和川の水質保全と地区内の環境整備がはかられようとしている。本市も、南部流域関連事業として、昭和48年1月に金剛東団地、昭和52年度に一部既成市街地(五軒家、青葉、加太、廿山)の事業認可を受け推進している。残る既成市街地、特に石川左岸についても、大和川下流域下水道の整備促進をはかりながら、具体的な対策をおこなう必要がある。

また、市街地の拡大に伴う排水路の水質汚濁や、雨水の流水量の増大によって、市街地の浸水が生ずるに至っている。



これらの問題については、将来的には、公共下水道の整備によって完全な解決をはかることとするが、当面は、雨水排水を主体とした都市下水路の整備につとめる。

(計 画)

(1)公共下水道の整備

金剛東団地と既成市街地における、公共下水道事業の推進と、金剛終末処理場の拡張と関連して、五軒家地区において面的整備を推進するとともに、青葉、加太、廿山の各地区についても、順次、管路の延長をはかる。

その他の地域、特に石川左岸の既成市街地については、大和川東部流域下水道の促進を国、府に働きかけるとともに、汚水管渠などの埋設対策について、検討を進め具体化する。

(2)都市下水路等の整備

既成市街地の浸水と排水路の水質汚濁防止のため、「中野都市下水路」、「甲田都市下水路」、「山の谷都市下水路」、の各都市下水路と、一般排水路及び既成市街地内の排水路の整備につとめる。また、しゅんせつ事業の強化につとめる。

5 し尿処理

本市のし尿くみ取りは、昭和52年度現在、一般家庭でおおむね15日に1回の収集と定め、収集体制としては、直営(10%)、委託(90%)の二本立てとなっている。

処分については、本市のほか狭山町、美原町、河南町、太子町、千早赤阪村で運営している富田林市外5ヵ町村環境施設組合において、1日200klの処理能力を有する富美山衛生センターを設置している。昭和52年度現在の収集処理対象人口は、135千人(うち生し尿収集処理人口は110千人)で、1日平均処理量は178.6klである。

生し尿収集処理人口は、し尿浄化槽の普及に伴い、人口

年間し尿投入量の推移(本市分)

年 度	し尿投入量
47	23,803 kl
48	23,467
49	25,276
50	27,475
51	28,807
52	29,165

の増加ほど伸びはない。しかし、昭和54年度には、計画収集処理人口は155千人、1日平均処理量は203kl が推定され、現施設の増設が必要である。

(計 画)

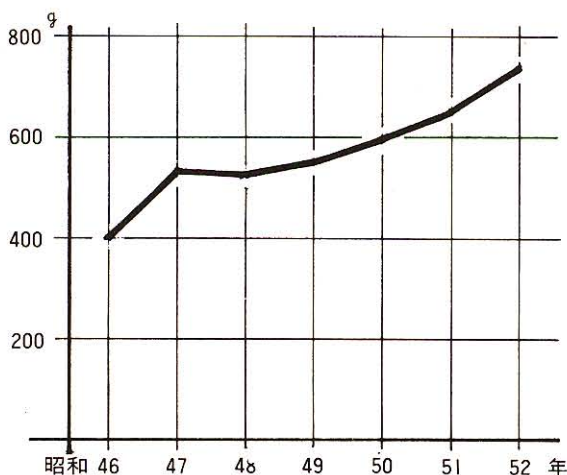
し尿処理施設・富美山衛生センターの増強

増大するし尿に対応するため、関係市町村と協議の上、環境保全につとめながら富美山衛生センターの処理能力を300kl に強化する。

6 ごみ処理

生活水準の向上と人口の増加により、ごみ収集量は、年々増加している。昭和52年度のごみ収集量は24,601 t に達し、市民1人当りの排出量は、1日に約710gである。

現在のごみ処理は、一般家庭の普通ごみで週2回収集、粗大ごみ(不燃物を含む)で月2回収集、商店や事業所から排出されるごみについては週1回、週2回、毎日収集と定めている。収集体制は、直営(12%)と委託(88%)の2本立てであり、また、一般家庭における手数料は、昭和46年から無料となっている。



1人1日当りごみ排出量の年次推移

収集されたごみは、本市と河内長野市、狭山町、美原町、河南町、太子町、千早赤阪村の7市町村で運営する、南河内清掃施設組合において1日300 t の処理能力を有する施設で処理されているが、実効焼却能力は80%程度であり、処理能力は240 t と見込まれる。

したがって、今後の人口増に対処するため、第二焼却施設の増設につとめる必要がある。

また、粗大ごみ置場は、市道や民家の軒下が多いため、衛生上からも問題があるので、これらの対策が必要である。

(計 画)

(1)ごみ処理施設の増設

増大するごみに対応するため、関係市町村と協議の上、環境保全につとめながら新たな処理施設の整備につとめる。

(2)粗大ごみ置場の設置に対する助成

各地区において設置される粗大ごみ置場について、材料費の助成につとめる。

年間ごみ搬入量の推移(本市分)

年 度	ごみ搬入量
47	16,904 トン
48	17,006
49	18,320
50	20,093
51	22,068
52	25,499

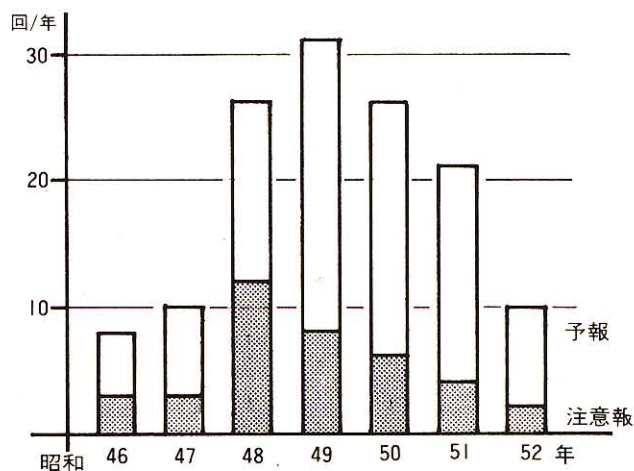
第2節 安全の確保

1 公害防止対策

近年の公害問題は、その形態や要因も複雑多様化の傾向にあり、窒素酸化物や硫黄酸化物などによる大気汚染、人口の集中に伴う生活雑排水などによる水質汚濁、住・工の混在による諸問題、その他、環境保全に係る解決すべき課題が多く残されている。

環境汚染から市民の生活を守るために、府の公害室や公害監視センターとの連携を密にしながら、諸施策を進めるとともに、汚染した場合には、汚染者負担を原則に、強力な行政指導をおこなう必要がある。

大気は、工場や事業所また自動車などから排出される硫黄酸化物、窒素酸化物により汚染される。現在、本市においては、汚染の原因となる多量発生源はほとんど見られないが、大阪湾沿岸にある工業地帯からの工場排出ガスや、自動車排出ガスの影響を受け、少なからず汚染されており、光化学スモッグ注意報などが発令されている状況にある。



光化学スモッグ発生の年次推移



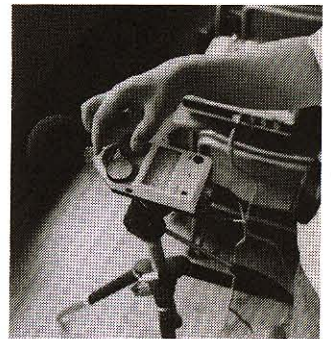
昭和52年度の調査による本市の大気汚染は、二酸化硫黄では環境基準（1時間値の1日平均値が0.04PPM以下であり、かつ、1時間値が0.1PPM以下であること）に適合しているなど、硫黄酸化物や窒素酸化物などは全体的にみて環境基準に適合している。しかし、大気汚染による影響は未解明の点も多く、なお一層正確な大気汚染状況はを握し、排出規制の強化や燃料転換などの対策が必要である。

また、水質汚濁は、工場などからの排水と、人口の増加による都市化の速度に、公共下水道などの整備が対応できなかったことから、環境容量を超える多量の汚濁物質が、公共用水域に流入することによる。現在、本市においては、工場から排水される汚濁物質は減少傾向にあるが、し尿浄化槽や一般家庭などからの生活雑排水が、河川汚濁の大きな原因となっている。

水質汚濁の状況は、昭和52年度の石川(昭和橋)における調査では、水素イオン濃度(PH)が年平均6.6~8.3PH、浮遊物質(S S)17PPM、溶存酸素(D O)11PPMと、環境基準(順次6.5~8.5PH、25PPM以下、5PPM以上)に適應しているが、生物化学的酸素要求量(B O D)は、環境基準(3PPM以下)を超えている。とくに石川は、本市の上水道の水源でもあるので、河川の汚濁対策が必要である。

騒音と振動は、工場、事業所、建設作業場、自動車、鉄軌道などから生じており、特に昭和40年代からのモーターゼーションの進行に伴う自動車騒音が、本市においても問題化しつつある。また、「くい打作業」では無振動工法などによる振動防止が実施されつつあるが、「ブルドーザー」「ユンボ」などの作業については、効果のある防止が難しい状況である。

このほか、廃棄物の不法投棄や空地の雑草放置など、広く生活環境を阻害するものもあり、行政指導の強化が必要である。



(計 画)

(1)大気汚染対策

大気汚染測定の充実により、大気汚染の実態は握につとめ、汚染源に対して、適切な防止と防除につとめるとともに、指導の強化を府に要望する。

(2)汚濁対策

河川の汚濁問題については、工場や事業所が関係法令に基づく規制基準を遵守して排水するよう、指導を強化する。

将来的には、公共下水道を計画的に整備することによって、汚濁防止につとめるが、当面、水路や都市下水路の整備につとめる。また、家庭における単独し尿浄化槽については、監督官庁である保健所に、立ち入り検査や改善命令など、指導と啓発の強化について要望する。

(3)自動車騒音対策

住宅内道路を重点として適時騒音測定を行うとともに、速度規制や徐行措置などを行い、必要に応じて車輛通行の禁止制限につとめる。

(4)環境保全基本条例に基づく枝条例の制定

現在、市民生活の良好な環境を確保するため、基本条例及びこれに基づく空地の適正管理に関する条例が制定されているが、今後も、他の市民生活環境を阻害するものについては、行政指導を強化するため、各部門の枝条例の制定につとめる。

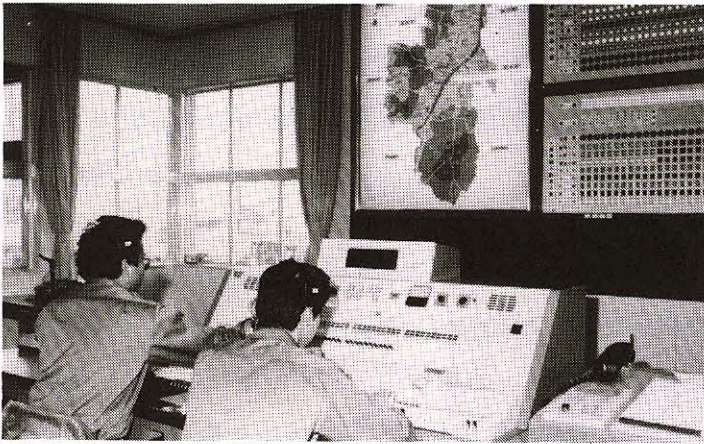
2 防災対策

本市の都市化の進展に伴い、人口ならびに防火対象物の増加により、年々火災の発生件数は増加している。また、消防活動の困難な中高層建築物の増加や、工場、事務所、家庭などにおいて使用する電気、ガス類、石油等の危険物の使用増加に起因する火災も多くなっており、昭和52年度

の火災発生件数は69件で、損害額にして123,796千円にのぼっている。

年度	火災件数	建物焼失面積 (m ²)	林野焼失面積 (a)	損害額 (千円)	1件当り損害額	死者	傷者	罹災世帯	罹災人員
43	28	2,043	61	68,959	2,462,821	1	9	7	51
44	30	356	793	4,112	137,066	0	0	5	28
45	36	1,351	527	32,030	889,722	1	10	25	82
46	43	802	2,252	25,383	590,302	0	3	24	84
47	34	1,594	153	41,776	1,228,705	1	12	23	75
48	75	476	188	27,280	363,733	2	4	25	114
49	69	361	582	28,511	413,202	0	7	35	123
50	70	1,333	99	156,216	2,231,657	2	4	27	96
51	56	664	39	41,484	740,785	3	10	35	114
52	69	1,731	36	123,796	1,794,144	1	8	35	110

火災発生状況の年次推移



工場及び事業所	569	地域別	火災	救急
高圧ガス貯蔵販売所施設	32	本市中央部	79件	3,118件
危険物貯蔵取扱施設	176	羽曳野丘陵以西	56件	1,180件
中高層建築物	116	石川以東	31件	2,403件

消防防火対象物状況 (52年12月末現在) 過去3ヶ年間火災救急発生状況 (50. 51. 52年)

火災発生の原因は、使用火の不始末による火災が殆んどで、火災予防思想の普及と啓発や、火災発生時における対応についての指導の強化が必要である。また、発生時に被害を最少限度に防止できる防火体制の確立や、消防諸施設と諸機能の充実が必要である。

また、降雨時における河川の氾濫や、老朽ため池の事故などの被災防除にもつとめる必要がある。

本市は、犯罪のない明るい町づくりを願う市民の努力によって、平穏な町となっている。しかし、近年、社会的な要因がますます複雑化し、環境悪化は根深く広範囲に広がり、各種の犯罪の発生につながっている。今後とも、本市は、暴力排除宣言都市として、防犯思想の高揚と普及につとめる必要がある。

(計 画)

(1)消防署及び分署の整備

金剛東団地の完成に伴い、救急活動などの要請の増加が予想されるので、消防庁舎の整備と相まって、金剛地域に1ヵ所消防分署の設置につとめる。

(2)消防機械力の整備

消防機械力は消防力の中心であり、中高層建築物や危険物施設などの増加に伴って、これらに対処しうる機械力が必要であるため、水槽付ポンプ車の増強、はしご車の購入、老朽ポンプ車の更新などの整備につとめる。

(3)消防水利の整備

地震など、災害時における水道断水の補充として、防火水槽の設置の強化につとめる。

(4)危険物対策

危険物施設の火災は消火活動が非常に困難であり、また、

被害の拡大が早いため、これら施設に対する指導と取締りや、自主保安管理体制の強化につとめる。

(5) 予防査察の強化

学校、旅館、ホテル、工場、店舗など、火気を取扱う事業所に対する査察を強化し、消防法及び同施行令に定める消火設備、警報設備、避難設備などを設置するよう指導につとめる。

(6) 広報活動の強化

防火思想の普及によって、市民の防火に対する認識を高めるため、広報活動を効果的に推進する。

(7) 消防団の強化育成

火災発生時はもちろんのこと、地震などでも消防団の人員及び機械力に負うところが多く、さらに拡充につとめる。また、組織機能の強化をはかるため、その育成を推進する。

(8) 治 水

流速の円滑化をはかるため、宇奈田川や佐備川などの河川と、老朽ため池の改修につとめる。

(9) 災害に対する備蓄の強化

水防資材や応急衣料、食品などの備蓄につとめる。

(10) 防犯思想の高揚と普及

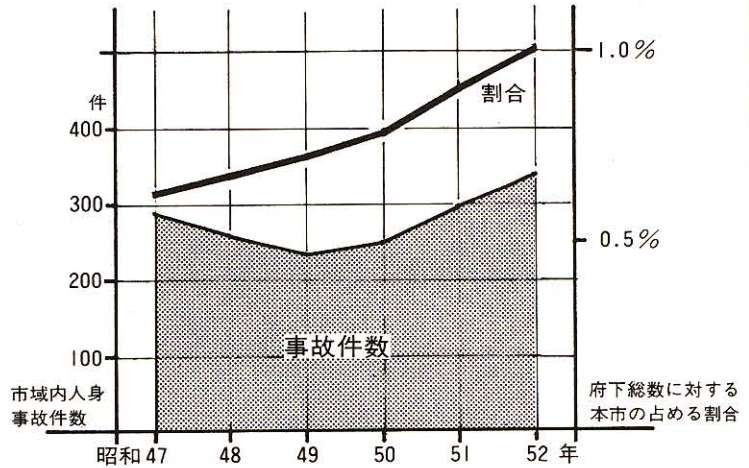
警察署や防犯協議会など、関係諸機関、諸団体と緊密な連携をはかりながら、市民の協力を得て、防犯思想の高揚と普及につとめる。

(11) 防犯灯の設置

犯罪防止の一環として設置されている防犯灯の電灯料や、町会間の防犯灯設置についての助成につとめる。

3 交通安全対策

本市における交通事故は、昭和50年度の249件に対し、昭和52年度の340件と年々増大し、とくに国道170号線などの幹線道路で多くなっている。事故原因は自動車の事故が特に多く、車対車による事故は全体の62.7%(213件)を占めており、そのうちルール違反が大半である。



人身事故発生件数の年次推移

また、歩行者、特に子供と老人、自転車利用者などの事故も少なくなく、これらは飛び出し事故や路上遊びが主な原因となっている。

こうした激増する交通事故から市民を守るため、関係機関や団体と協力し、市民と市が一体となって、安全教育の普及徹底をはかりつつ、交通安全施設などの整備につとめる必要がある。

区分		年別					
		47	48	49	50	51	52
富田 林 市	人身事故	287	258	235	249	294	340
	死者	7	4	8	3	4	6
	負傷者	373	351	297	318	365	439

市内人身事故発生件数の年次推移

(計 画)

(1)交通安全施設等の整備

- ① 歩行者の多い道路の歩車道分離につとめる。
- ② 幹線道路などで、横断歩道での交通事故の発生が多いと認められる場所には横断歩道橋など立体横断施設の整備につとめる。
- ③ 交通事故の発生する危険性の高い交差点については、信号機の増設、交通標識、路面表示などの整備につとめる。
- ④ 踏切事故を根本的に解決するため、立体交差化の推進をはかりつつ、当面踏切道の拡幅、舗装などにつとめる。
- ⑤ 都市公園や児童遊園などの増設と整備、公的施設の開放などにより、子供の安全確保につとめる。

(2)交通安全教室等の充実

警察署や交通安全協会の協力を得て、広報活動や交通安全教室の充実をはかりながら、交通安全意識の高揚につとめる。

(3)駅前の自転車置場の設置

歩行阻害や、環境悪化などをもたらしている、駅前の自転車放置に対処するため、自転車置場の設置につとめる。

第3節 墓地、火葬場等

市内に点在している部落有墓地は、各町会のきまりに基づいて、各町会が清掃などの管理を行っている。また、市営墓地は1カ所(1,729区画)整備されているが、新たな墓地を求める市民の数は、正確には、は握しがたいが、とくに新しい住民の中に多いと思われる。

火葬場については、西山、廿山、若松町一丁目の3つの火葬場があり、西山火葬場は、昭和45年に建設し火葬炉5基、動物炉1基の施設で、公害防止施設を有する中核施設として、河南町、太子町など市外からの依頼も受けている。

廿山火葬場は2基、若松町一丁目火葬場は1基の火葬炉をそなえている。

3火葬場の利用状況は、昭和52年度で、西山490件、廿山41件、若松町一丁目10件であるが、今後は金剛東団地などの開発による人口増加に対処するため、施設の整備拡充が必要である。

その他、市営葬儀については、昭和53年4月市営葬儀条例を改正し、祭壇や飾り付けの価格の取りきめ、霊柩車と火葬料の無料化、助成金の新設を制度化し、簡素にして厳粛な葬儀が行えるよう改善したところである。

(計 画)

(1)新公園墓地の整備

地域環境との調和に留意して、新公園墓地の整備を検討する。また、若松町一丁目墓地の整備についても検討する。

(2)市営西山火葬場の整備・拡充

今後の人口増にそなえるため、環境保全をはかりながら、西山火葬場の整備拡充につとめる。また、斎場参列者の混雑を解消するために、進入路の改修につとめる。

(3)火葬場の集中化

西山火葬場の整備拡充に関連し、利用面と運用面から、3火葬場の西山火葬場への集中化について、地域住民の意向をは握しながら検討する。

(4)町の美化の推進

町の美化については、環境保全基本条例及び空地の適正管理に関する条例により、空地管理者に対する管理責任の徹底をはかる。また、自主的な活動を促進させるため、啓発につとめる。

(5)ねずみや有害昆虫の駆除

ねずみや有害昆虫の駆除は、定期的な薬剤の散布と消毒を行うなど、防疫体制の強化につとめる。

(6)野犬対策

野犬については、薬殺や野犬狩などの回数増加を府に要望するとともに、市民に対して放し飼いをしないよう、啓発につとめる。